

社会資本整備審議会 建築分科会 第11回建築環境部会

(事務局) 本日は、お忙しい中ご出席いただきまして、誠にありがとうございます。

私、事務局を務めさせていただきます〇〇でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

本日は、マスコミ等の取材希望がありますので、よろしくお願いいたします。

なお部会の議事につきましては、分科会に準じて、プレスを除き一般には非公開となっております。また、議事録は委員の名前を伏せた形でインターネット等において公開することといたしたいと存じますので、あらかじめご了承ください。

初めに定足数の確認ですが、本日は、建築環境部会委員及び臨時委員総数の3分の1以上の委員にご出席いただいておりますので、社会資本整備審議会令第9条により、本部会が成立しておりますことをご報告申し上げます。

それでは、ここで新たに委員に任命された方を、ご紹介させていただきます。〇〇委員が、平成25年11月20日付で建築環境部会所属になりました。

(委員) 〇〇です。よろしくお願いいたします。

(事務局) 本日ご出席の方々につきましては、お手元の配席表のとおりとなっておりますので、よろしくお願いいたします。

(事務局) それでは、議事に入ります前に、〇〇から、ご挨拶を申し上げます。

(事務局) 建築環境部会の開催に当たって、一言ご挨拶を申し上げます。

部会長はじめ委員の皆様方におかれましては、大変お忙しいところ、お集まりをいただきまして、ありがとうございます。

昨年9月に、この建築環境部会で、省エネ基準について、いろいろご審議をいただきまして、それで基準の改正がなりました。非住宅の建築物に関する基準は今年の26年4月から施行されておりますし、住宅に関する基準に関しては、来年27年4月から施行を迎えるところでございます。

一方で、今年の4月に閣議決定をされました新たなエネルギー基本計画におきましては、2020年までに、新築住宅・建築物について、段階的に省エネルギー基準の適合を義務化することが明記をされております。

先ほど建築分科会が開催されまして、〇〇から分科会長に対して、今後の住宅・建築物の省エネルギー対策のあり方についてという諮問が手交されたところでございます。同時

に、この建築分科会において、当該事項の審議は建築環境部会に付託されるということになったということで、皆様方にご審議を賜ることになっております。

一応、私どものお願いとしては、年度内に第1次報告をおとりまとめいただきたいと思っております。大変短期間ではございますが、部会長はじめ皆様方には、ご審議をよろしくお願い申し上げたいと思います。

ご承知のとおり、もともと建築・住宅に関する省エネルギー対策に関しては、京都議定書の6%の目標があって、さらに平成21年に総理が国連で、2020年までに、1990年比で20%CO2排出量を減らすという議論がありました。

当時、国土交通省と経済産業省、環境省との間で激烈な意見の対立があったものの、大きな目標に向かって、じゃあお互いに何とか調整しましょうということで、3省合同で有識者会議を設けて、実はその時に、2020年までに段階的に義務付けをしていくということも、これはやむをえないでしょうという結論をある程度得て向かって進んできたという経緯もございます。

その中で、いろんな議論がありました。例えば、ここでこういうことを言うとあれなんですけど、建物の完全断熱化しても、減る民生エネルギーは数%なんです。一番に効くのは電源係数でCO2排出量は減る。だけど、ご承知のとおり、今、そういう状況に日本の社会はないということ踏まえて、さらに、われわれは努力をしなければいけないのではないかと。

あるいは、省エネを義務化をするという時に、これは実際に会議であった議論で、地震が起きたら人は死ぬけれども、CO2が出たからって人が死ぬわけじゃないでしょ、それでも規制をするんですかという議論もありながら、それでも、2020年までには何とか義務化をしましょうという、過去、議論をした経緯もございます。

そういう議論も踏まえた上で、しかるべき資料はすべて出して、ご議論いただくのが正しいあり方だと思いますので、事務局に今後はすべてを出す、公表するように、よく申し付けて私の言葉とさせていただきます。

どうぞ、今後とも、よろしくお願いいたします。

(事務局) それでは、ここで資料の確認をさせていただきます。お手元の議事次第の下段に、資料一覧がございます。資料1としまして、建築環境部会の委員名簿でございます。資料2が諮問書、今後の住宅・建築物の省エネルギー対策のあり方についてでございます。資料3分科会への付託書がございます。資料4としまして諮問関係資料でございます。資料5検討スケジュールの案でございます。資料6省エネルギー施策の施行状況関係資料でございます。最後、資料7が関連予算、税制の概要関係資料でございます。

以上の資料をお配りいたしております。欠落等ございましたら、事務局までお申し出ください。

それでは、議事運営につきまして〇〇部会長、よろしくお願いいたします。

(部会長) はい。委員の皆様方には、大変お忙しいところご出席いただきまして、ありがとうございます。

当部会、昨年9月以来の開催でございます。

国においては、省エネ基準の改正がなされたところでもありますけれども、今回は、規制等の新たな枠組みを含む住宅・建築物の省エネルギー対策のあり方に関して審議を行うというふうに伺っております。

実は、先ほどご紹介があったように、副大臣から分科会長に対して諮問書が手交されて、それに関して、分科会としての意見交換も多少ありまして、その中でも出たんですけれども、やはり、こういう規制をかけるときに、やっぱり住文化、住まい方のあり方みたいなことを十分念頭において検討すべきだというふうな意見が出ました。大変もったいなことだと思います。

一方で、そういうことを考えながら省エネルギー対策のあり方を考えるというのは大変難しい課題であると思えますし。

それから私の立場からしますと、これは例えば住宅生産、建築生産への影響も大変大きいことになると思えますので、そういう経済的なことも含めて、もっと広く、例えば生産の労働環境がどうなるかとか、そういうことも含めて検討もしなくてはいけない。大変複雑で、かつ必要な議論を皆様方にお願ひしなくてはいけないと思えますし、何よりも、国民の関心が大変高いテーマだというふうにも思えますので、委員の皆様方には、しっかりした議論をお願ひしたいと思えます。

このあと事務局より、諮問された趣旨、関連状況等に関して報告がなされると思えますけれども、年度内の第1次報告のとりまとめに向けて、委員の皆様のご協力をよろしくお願ひしたいと思えます。

それでは、ただいまから、社会資本整備審議会建築分科会第11回の建築環境部会を開催させていただきます。

まず、お手元の議事予定にありますように、1つ目の議事である今後の住宅・建築物の省エネルギー対策のあり方について、ご説明をお願ひいたします。

(事務局) 私のほうからは、お手元の資料2から5を用いまして、諮問の概要・趣旨について、ご紹介をさせていただきます。

資料2から4は、先ほどの建築分科会の資料と、番号も含めて一緒でございます。資料5は、番号は変わっておりますけれども、こちらも、先ほどの分科会でお配りいたしました資料と一緒にございますので、分科会の委員におかれましては、同じ説明をまたお聞きいただくことになるかと思えますけれども、ご容赦いただければと存じます。

資料2のほうは、先ほど副大臣より建築分科会長にお渡しいただいた諮問書でございます。本日付で国土交通大臣より社会資本整備審議会会長あてに、今後の住宅・建築物の省エネルギー対策のあり方について、ご意見を承りたい旨を諮問させていただいております。

おめくりいただきまして、2枚目に諮問理由をお付けしてございます。読み上げさせて

いただきます。

わが国の業務・家庭部門におけるエネルギー消費量は70年代以降他部門に比べて著しく増加してきた結果として、最終エネルギー消費全体の約3分の1を占めるに至っている。当該部門におけるエネルギー消費の増加は、世帯数・床面積の増加等が主な要因であり、社会経済上のニーズにこたえるための建設活動に伴うエネルギー使用量の増大を抑制することが大きな課題となっている。

また、増大するエネルギー需要への対応に加え、地球環境問題への対応や人口が高齢化する中で持続可能な社会の実現を図る上でも、業務・家庭部門におけるエネルギー消費量のさらなる削減が求められているところである。

平成26年4月に閣議決定された新たなエネルギー基本計画においては、より合理的なエネルギー需給構造の実現と、温室効果ガスの排出抑制を進めていくために、徹底した省エネルギー社会の実現や再生可能エネルギーの導入加速化等が位置づけられた。中でも、住宅・建築物の省エネルギー化に関しては、「新築の建築物・住宅の高断熱化と省エネルギー機器の導入」、「既存建築物・住宅の改修、建て替え」、「評価・表示制度の充実」等を進めるとともに、将来的な目標として、2030年までに新築建築物及び新築住宅についてそれぞれ平均でネット・ゼロ・エネルギー・ビル、ネット・ゼロ・エネルギー・ハウスを実現すること等を目指すこととされた。さらに、こうした環境整備を進めつつ、「規制の必要性や程度、バランス等を十分に勘案しながら、2020年までに新築住宅・建築物について、段階的に省エネルギー基準の適合を義務化する」こととされたところである。なお、省エネルギー基準の適合義務化については、平成25年にエネルギーの使用の合理化に関する法律の改正が審議された際の国会の附帯決議において、消費者への負担が過度とならないよう環境整備を図ることが求められている。このため、段階的な義務化のあり方については、建築物の規模や住宅・非住宅の別等によって、省エネルギー措置による効果、建築主・設計者・施工者等の能力・資力及び行政等執行側に求められる体制等が異なることに留意して検討を進める必要がある。

このような状況を踏まえ、今後の住宅・建築物の省エネルギー対策の具体的なあり方について検討する必要がある。

これが、今回の諮問を行う理由である。

続きまして資料3のほうは、先ほどの建築分科会に社会資本整備審議会長より、本諮問事項について付託をした旨の資料でございます。

そして資料の4は、ただいま読み上げさせていただいた諮問理由にございました内容に関連するデータをご紹介しますものでございます。

諮問理由のほうでは1段落目のほうにございました、業務・家庭部門における著しいエネルギー消費量の増加の状況をご紹介しますのが、1ページ目でございます。そちらにございますように、1973年オイルショック以降、GDPが2.4倍に増加する中で、ほかの部門につきましては、例えば産業部門は、エネルギー消費量が全体として2割近く

減少している中で、業務部門は2.8倍、家庭部門は2.1倍、平均して2.4倍に膨らんできております。

特に90年代以降は、ほかの部門に比べて、右下の赤字の数字にございますように、業務部門が4割ほど、家庭部門は2割強増えてきているということで、ほかの部門に比べて、最終エネルギー消費量が突出して増加をしているということから、この部門における対策を強化をするということが、全体の消費量を抑制していく上で重要な課題となっている状況でございます。

2枚目が、住宅・建築分野におけるエネルギー消費増の要因を整理したものでございますけれども、基本的に世帯数と、あと非住宅の場合ですと床面積が非常に増えてきているという結果として、青色の折れ線グラフのエネルギー消費量が1990年を1とした場合に、2012年時点で、住宅のほうで1.25倍、非住宅で1.4倍ほどに膨らんできているという状況等をご紹介したものでございます。

続きまして3ページ目でございますけれども、こちらは、先ほどの諮問理由のところの3段落目にございましたように、エネルギー基本計画における閣議決定がなされた内容をご紹介しているものでございます。途中、略している部分がありますけれども、上のほうでは、省エネルギー性能の低いストックの改善ですとか、新築における高度な対応等を、各種誘導施策を通じて講ずるべきとされてございまして、中段では、ネット・ゼロ・エネルギー・ビル、またネット・ゼロ・エネルギー・ハウスの位置づけに関する目標等が掲げられておりまして、一番最後の2行のところ、諮問理由にもございまして規制の必要性や程度等を勘案しながら、2020年までに段階的に適合を義務化する旨が規定されてございます。

そのあとの4ページ目は、この段階的な義務化に関して、同じような閣議決定がなされてございます再興戦略の抜粋、改訂2014の工程表を下にお付けしてございますけれども、今後、大規模な建築物から段階的に義務化を図っていくということが規定されてございます。

そして次の、おめくりいただいて5ページ目でございますけれども、こちらは、平成25年にエネルギーの使用の合理化に関する法律を改正した際の附帯決議、衆議院と参議院で、同じように、省エネルギー基準の適合義務化につきましては、消費者への負担が過度とならないよう、環境整備を図る旨が求められている状況を紹介したものでございます。

そして、次の6ページ目でございます。住宅・建築物の省エネルギー対策の推進状況の現状の全体像を整理したものでございますけれども、左側は、平成25年に導入をいたしました新しい省エネルギー基準、この枠内にはございますのは、住宅に関する基準の見直しを図化したものでございますけれども、住宅につきましては、従来は外皮性能のみに関する基準でございましたけれども、今回、各種設備を含めた総合的なエネルギー消費量の指標を新しく導入し、外皮の基準と一緒にそちらについても適合するように求める体系に改めてございます。また右側でございますように、このような基準を満たす建築物の整備を

推進する観点から、規制、評価・表示、インセンティブの付与等を推進しているという状況でございます。

続きまして、続いて、別紙の資料5をご覧ください。こちらは、今後の検討スケジュールを紹介したものでございます。

本日諮問等いたしまして、分科会及び部会のほうでご審議をいただいた上で、そちらを踏まえて事務局のほうで、次回12月18日に予定しております部会に第1次報告の骨子案をお示しいたします。そちらについてご審議いただいた結果を踏まえて、必要な修正を行ってパブリックコメントを行い、年明けに、また環境部会のほうで、そのパブリックコメントを踏まえて1次報告のとりまとめのほうをお願いをいたしまして、同じ日に建築分科会において部会として報告をさせていただくということを予定いたしております。

以上が、資料2から5までの説明でございます。

(部会長) はい、ありがとうございました。

これらについて意見交換、議論をいただくわけですが、意見交換、議論は、次の資料6、7のご説明が終わったあとに、まとめてさせていただきたいと思いますので、今ご説明いただいた資料2から5までについて、このご説明に対する質問がありましたら、ご発言をお願いしたいと思います。どなたからでもけっこうです。

発言をされる場合には、お名前をおっしゃってから、発言いただきたいと思います。それから、発言がおありの方は挙手をさせていただいて、さらにこの三角の名札をこういうふうに立てていただくというのが審議会のやり方だそうですので、そのようにお願いいたします。はい、いかがでしょうか。割と内容が濃いことをサッとご説明いただいたので、いろいろご質問はあろうかと思いますが、いかがでしょうか。

それほどでもないでしょうけれども、事務局の方で対応されなきゃいけない方は、なさってください。はい、ご質問いかがでしょうか。はい、〇〇委員、お願いします。

(委員) はい。先ほども議論になったんですけれども、2ページ目の例えば住宅の分解して世帯数の増加と、それから1住宅当たりといいますか原単位で論じてあるんですが、ここで出典がエネルギー需給実績となっているんですけれども、わが国には、幸か不幸か、家庭用のエネルギーを統計を公式に扱ってないものがないんですね。

ですから、このデータはよく使われますけれども、供給側のデータから推計したデータで、おそらくエネルギー経済研究所のデータに基づいていると思いますけれども、私どもも同じような調査を、家計調査という支払いベースで、要するに使用実態ベースで推計しているデータが、若干やっぱりニュアンスが違うんですね。私どものデータも、90年代の半ばから横ばいしないしは減少傾向は認められますけれども、これほど大きくは下がってないです。90年とこれ2012年見ますと5%強落ちてますけれども、家計調査ベースで見ますと、9%程度増えております。

ということで、こういうグラフに出ますと、ついつい、これに引っ張られてしまって議論が混乱するんですけれども、さはさりして、一応増加の主因、主要因は世帯数ですね。

世帯数が増える。

これも先ほどの議論ございましたけど、やがて減少傾向に行きますから、これは政策的に減らすというわけにはいかないんですが、幸か不幸か減っているという状況でございますから、将来的には、ずいぶん総量も下がってくると思います。

したがって省エネルギーを論ずるときには、1世帯当たりの消費量をどうするかというところに着目しなきゃいけないわけですが、1世帯当たりのデータが、若干問題がなきにしてもあらずというところを、まずご理解いただいておりますと議論しないと、ちょっと間違った方向に行ってしまう。

時間があれば、私どもで推計したデータを、一度、皆様にご紹介してもよろしゅうございますし、先ほどの議論で申し上げましたけど、諸外国でどうなっているかということもご興味あるかと思っておりますから、そういうデータもありますし、それから、当然、日本の中でも北海道と九州と違うわけですから、地域別にどうなってるかというデータもございますので、次回もし時間があれば、あるいは、その前にでも事務局のほうにお届けして、皆様のところに事前に見ていただくというような機会を取りたいと思います。

民間建築物のほうも、そういう意味では、実データベースではなくて、いわゆるこの建築物のデータが一番あまいだといわれておりますけれども、なぜかという、産業部門とそれから家庭部門を引いた残りが、みんなここに来てると。

ですから通常、エネルギーの業界でいきますと、これ民生部門っていうわけですけども、民生部門の中に3次産業部門が入ってるわけですね。産業、運輸、民生という言い方をするわけですが、建築というのは中身で、中で、3次産業が基本的には営まれているわけですから、本来ここに入ってるのはおかしいんですが、エネルギーの長い歴史からいきますと、家庭用とか業務用というのは残差項だったんですね。もっぱら主なところは産業で使われてたわけですが。したがって、その尾を引いて今に至ってまして、建築物は、さらにまだよく分からないところが多うございます。

この辺は、私もあんまり詳しいデータを持っておりませんので、突っ込んだデータのご紹介はできませんが、そういったことを少しご理解いただいた上で、議論を進めていただければと思います。

どうもありがとうございます。はい。

(部会長) はい。ありがとうございます。

この、こういうグラフは、原点を0じゃなくてY軸が書いてあるので、さらに強調された形で見られるんだと思いますが、私の感じでは、やっぱり世帯数もまだ増えてるんですけども、ここに来て、もうほとんど横ばいになりつつあって、数年後には、世帯数も減少になるというふうに私は認識してるので、この赤い点も、これからどんどんどん、このまま伸びそうな絵ですけども、決してそうではないというふうに認識しております。

ほかに、いかがでしょうか、ご質問をお受けしたいと思いますが。

はい、〇〇先生、どうぞ。

(委員) 先ほど申し上げた2ページ、2ページといいますか、2ページそれから、さらに6ページの推進するための手段、このお話と両方なんですけども。

まず第1に、委員もちょっとおっしゃいましたが、実はエネルギーというのは、こういう状態で分けると、産業用とそれから家庭用とでは全然、その性格が違って、産業用のエネルギーというのは、これは物を作るための素材といいますか、インプットとして使われるわけですから、実はインセンティブで言えば、エネルギーの消費量を減らせばコストが下がって利潤が増えるということで、もう当然インセンティブが働くわけですから、こちらは、自然にいろんな施策も考えられると思います。

ところが家庭の場合は、先ほども、どなたか触れられましたけど、非常に気をつけなきゃいけないのは、家庭の消費するエネルギーというのは、これは、いわゆる消費そのものですから、別の言葉で言うと効用、ユーティリティに当たるわけですね。そのエネルギーを消費することによってユーティリティ、つまり温度とかあったかさとか、あるいは明るさとか、そういうものを消費してるわけです。

ですから、ここではっきり分けておかないと、議論がちょっと、あとのほうとの関連でおかしくなると思います。

一言で言いますと、いろいろな施策の、6ページにこういうのがありますけれども、このようなことを実施していった場合に、消費者から見ると、家でエネルギーを消費するコストとか家を建てるコストが高くなります。実はコストが高くなるわけですから、それだけ消費者のユーティリティは減ってしまうわけですね。簡単に言えば、家を建てる人は、これを全部守らなきゃいけないために建築費が何%上がったということで、これは全く、そこだけ見ればマイナスのことではない。

ですから私は、この施策というんでしょうか、こういう方向に行くべきだというのは全く賛成なんですけれども、こういうことをやった場合には、今度は、消費者の利益がそこだけでは損なわれるということがありますから、それをやはり考えなきゃいけないんじゃないか。一言で言えば、タックスみたいなものですね、タックスがかかるっていうようなことになりますから、それをどう考えればいいのかとなると思います。

裏返しに言えば、もし大きい政策目標がありまして、その政策目標のために、そういうことをする必要があるというならば、タックスにならないで補助金になるような、つまりインセンティブで言えば、家計がいい家を建てたり、そういうものを建てるインセンティブを与えるような、そういうことをやらなきゃいけないんだと思うんですが、そうするとコストが出て行っちゃうわけですから、そこをどう考えるかということがあると思います。

それから、もう1点だけ。2ページで、床面積の数字なんですけど、私はちょっと専門でないので分からないんですけども、専門の方からお聞きすると、家は建てた数は分かっているけれども、滅失した数っていうものの統計はないというふうに私聞いているんですね。

そうすると、この床面積、例えば家が前に建てられてだんだんだんだん、家はどんどん増えてくるんですけども、床面積というのは、それによって、どんどん増える一方で、

使われなくなった家とか、あるいは滅失した家とか、そういうことを考えたら、床面積というのは、ここでは、どういうふうになるのかなということ。

(部会長) はい。これは2ページの右側の住宅のほうは世帯数でやっておりますが、右側の建築物に関して、推計値でしょうけれども、これについてご返答をお願いします。

(事務局) はい。建築物につきましても、着工する際と、あと除却する際にも建築基準法に基づく届出制度がございますので、そちらのほうで、建築着工統計のほうで、建築するのと除却する数字は両方表れてますので、そちらを用いた推計値となっております。

(委員) すみません。これは私事なんですけど、ある大変有名なその先生は、除却統計はないよとおっしゃっているんですが、それはあるんでしょうか。

(事務局) はい、ございます。

(委員) 分かりました。

(部会長) 住宅に関して分からないうちについてというのは、きっとあるんだと思いますね。

この右側のほうは、割に大規模なビル等を対象にしてる表ですので、こちらのほうは、知らないうちになくなってしまったというのはあんまりないかと思います。

はい。ほかにいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

はい。それでは、いったんここで、資料2からここまでのご説明と、それに対する質問をお受けしたということにさせていただきます。

それでは、2番目の省エネルギー施策の施行状況について、ご説明をいただきたいと思っております。

(事務局) はい。それでは引き続き、資料6、7を一括して説明をさせていただきます。

資料6のほう和省エネルギー施策の施行状況という資料でございます、表紙をおめくりいただきまして1ページ目のほうに、住宅・建築物の省エネルギー化に関するこれまでの経緯をご紹介してございます。一番上が省エネルギー法、エネルギーの使用の合理化に関する法律に基づく規制措置の経緯でございます。オイルショック後1970年代の末の79年から省エネルギー法に基づく努力義務ということで、建築物を整備する場合に、一定の省エネルギー性能を確保することを求めてきております。

具体的に、その場合の判断基準として、1980年に初めての確保すべき性能に関する基準というものを定めておまして、1992年に住宅について、1993年に非住宅について基準の強化を図っております。そのあと1999年に2回目の基準強化を、住宅・非住宅について行っておまして、2013年に、先ほどご紹介いたしました1次エネルギー消費量の基準を新しく導入する見直し等を行ってございます。

手続につきましては、2003年に、2000平米以上の非住宅の大きな建築物についての届出義務を規定をしておまして、その後2006年に、大規模な住宅を建築する場合にもその対象を広げ、大規模な改修等についても義務対象といたしております。その後2010年に、届出対象となる規模を300平米以上に広げておまして、あと2009年に、一戸建ての建売住宅を150戸以上年間供給する住宅事業建築主についてのト

ップランナー制度の導入をいたしております。

そして中段の②の省エネ性能の表示・情報提供についてでございますけど、後ほどまた、資料の8ページから9ページで紹介をさせていただきますけれども、2010年からは住宅性能表示制度、こちらは、住宅の品質確保の促進等に関する法律に基づく法定制度でございますけれども、そちらの導入を図っております。

また2001年以降、こちらは建築環境総合性能評価システム、いわゆるCASBEEについて、産官学共同のプロジェクトとして推進を図ってきているところでございます。

また2009年以降は、先ほど住宅トップランナー制度の導入をいたしておりますけれども、それに伴う住宅省エネラベルの制度を推進しております。

また本年2014年からは、建築物省エネルギー性能表示制度いわゆるBELSを推進している状況でございます。

また一番下のインセンティブの付与につきましては、全体像は後ほどのまた16ページでご紹介をさせていただきますけれども、融資、予算、税制等につきましては、2007年以降いろんな措置を講じてきているという状況でございます。

1枚おめくりいただきまして2ページ目が、省エネルギー法に基づく政策の全体像でございます。左側がいわゆる産業部門、工場、事業場、中ほどが運輸部門、そして右側が業務・家庭等の民生部門、住宅・建築物に関する対策の概要でございます。

産業部門と運輸部門につきましては、基本的に使用状況等の定期報告と中長期計画の提出を事業者のほうにお願いをして、事業者がエネルギーの使用段階での合理化に努めていただくことを促していくという施策の体系になっております。

一方、住宅・建築物につきましては、建築物を整備する際に、建築主の方に一定の性能確保をお願いする基準を定めまして、そちらへの対応状況を届出を行っていただくことで確認して、適切な維持保全に努めているかどうか、定期報告をお願いをするというふうになっております。また、トップランナーとして年間150戸以上の戸建住宅を供給する方に、一定の省エネ性能向上に関する対応を求めているという状況です。

下の2つ、機械器具と一般消費者への情報提供につきましては、左下が機器等に関するトップランナー制度、そして一般消費者等への情報提供の努力義務も、この省エネ法に基づいて進めている状況でございます。

そして3ページ以降は、平成25年の省エネ基準の見直しの全体像でございます。

住宅については後ろの4ページ目、非住宅については5ページ目で紹介させていただきますけれども、一番大きな見直しは、総合的に建物全体の1次エネルギー消費量を評価する指標を新しく導入をいたしまして、基準値と比較をして、設計段階での性能を評価するという仕組みに移行するというにいたしております。

そちらに伴いまして、非住宅については、外皮基準を、1次エネルギー消費量基準を計算する際の各室の使用条件にそえる形で見直し等を行っておりますし、また住宅の外皮基準につきましても、住宅の規模・形状の影響を受けにくい形に基準を見直しております。

4 ページ目に非住宅に関する見直し概要をお付けしてございますけれども、非住宅の建築物につきましては従来から、空調、照明、換気、給湯、昇降機と、各設備ごとに個別の基準を定めまして、そちらに適合していることを求めてまいりました。外皮と個々の設備機器等に関する基準両方に適合しているかということをお求めしておりましたけれども、新しい基準では、外皮基準とこれらの設備機器、太陽光発電等による創エネルギーの取り組みを総合的に評価をした1次エネルギー消費量に関する基準に適合していただくという仕組みに移行しております。

右下のところは、平成11年の基準に至るまでに順次強化した結果として、実際に空調負荷等の低減効果がどの程度あるかというものを試算したものでございます。

そして、次におめぐりいただきまして5 ページ目が、住宅の省エネルギー基準の見直し概要です。こちらにつきましては、従来は、外皮の熱性能に関する基準のみでございましたけれども、今回の見直しで、1次エネルギー消費量に関する基準についても新しく適合をお求めているという仕組みに移行しております。こちらにつきましては、来年の4月から完全施行ということになってございまして、既に、今年の4月から施行に至っている非住宅の基準とは、少しタイミングがずれる形で施行することになっております。

5 ページ目の右下は、55年以後、平成11年基準に順次強化をしてきた結果として、暖冷房エネルギー消費量の負荷については、どういう形で抑えられてきてるかをお示したものでございます。

続きまして、また1枚おめぐりいただきまして、6 ページ目でございます。こちらは、平成11年基準への適合率の状況でございます。

左側が、2000平米以上の新築の建築物について届出が行われた物件中適合している物件を着工全体の床面積に対する割合に換算したものでございますけれども、結果的に、2000平米以上について省エネ措置の届出を受け付けた2003年以降、かなり適合率が上がってきておまして、足元では9割前後で推移をしているという状況でございます。

右側が新築住宅における省エネ判断基準の適合率、こちらは、住宅の断熱水準別の戸数分布調査等を基に、かなりいろんな推計が入っておりますけれども、住宅エコポイントの導入を図った2010年以降、急激に比率が高まってきているという状況で、足元では5割前後という形での適合率になっているという状況でございます。

続きまして7 ページ目が、住宅事業建築主、150戸以上の戸建住宅を建築している住宅事業者に関するトップランナー基準ですけれども、こちらは一般の基準レベルに比べて、中ほどにございますように、1割程度エネルギー消費量を削減することを、供給している戸建住宅の平均値として達成することを目標として努めていただくということで、商品の切替え等の際に、そういうより高い水準を達成できる商品を導入していただくことで達成をお求めてきています。

目標年次が2013年度でございますので、こちらのほうの達成状況を検証して、今後の基準の見直し等を検討していくことになっております。

続きまして、また1枚おめくりいただきまして、8ページ目が、建築環境総合性能評価システムCASBEEの開発・普及に関する状況でございます。こちらは2001年以降、産官学共同での開発をして普及の推進に取り組んできているというところで、住宅系、建築系、街区系、都市系、さらにインテリアについても開発を進めているということで、いろいろな状況、パターンに応じて適用できる環境性能を総合的に評価する指標として、普及を現在図ってきているところでございます。

イメージの中ほどの図にございますように、省エネルギー基準の場合には、環境負荷の水準が、標準的な水準に比べて優れているかどうかを判断いたしますけれども、CASBEEの場合には、分母側に環境負荷の性能、そして分子側に環境品質、こちらは室内環境ですとかサービス性能等の面で、どのような環境品質に貢献をしているかということで、高い品質を達成をして負荷を低く抑えるほど高い評価結果が得られるという仕組みで、下にその評価結果のイメージ等もお示ししてございますけれども、総合的に性能評価する仕組みとして、自治体においても、現在、積極的に大きな建築物を整備する場合に、その評価結果の届出を求めるような形で活用が図られているところでございます。

続きまして、また1枚おめくりいただいて、建築物省エネルギー性能表示制度いわゆるBELSの場合でございますけれども、こちらは、昨年10月に住宅局のほうでとりまとめました評価ガイドラインに基づきまして、一般社団法人住宅性能評価・表示協会のほうで、省エネルギー性能に特化したラベリング制度という形で、右下にございますように、省エネルギー基準上で計算をした設計1次エネルギー消費量を基準値で除した値が小さいほど性能が高いわけですが、その数値に応じて☆の数が変わるという表示の仕方を行っているというものでございます。

続きまして住宅性能表示制度を、その次1枚おめくりいただいた10ページに、制度概要と実績を示してございます。こちらは、平成12年以降、住宅の品質確保の促進に関する法律に基づきまして、公正中立な第三者機関が、国が定める基準に基づいて、評価・表示を行っているというものでございまして、その表示項目の中に必須項目として、温熱環境に関する項目がございます。現在、足元では新設住宅の約4分の1弱が活用をいただいているという状況でございます。

この住宅性能表示制度につきましては次の、おめくりいただきまして11ページにございますように、平成25年に省エネルギー基準を見直しました関係で、断熱等性能等級につきましては、既に今年の2月25日から新しい判断基準による評価方法に移行してございまして、1次エネルギー消費量等級につきましては、低炭素建築物の認定基準相当の性能を有している場合に等級5、新しい平成25年の省エネ基準相当を等級4という形で、こちらは来年の4月から施行するというので、現在、関係者において準備を進めているという状況でございます。

続きまして、既存住宅のリフォームによる性能向上・長期優良化に関する検討状況に関連して何点かご紹介させていただきます。

まず12ページの下にございます既存住宅のリフォームによる性能向上・長期優良化の検討会、部会長に大変お世話になりまして、本年の1月29日に開催した第4回の検討会におきまして、既存住宅のリフォームによる性能向上・長期優良化の基準等について、認定基準案のほうをとりまとめていただきました。

その結果も踏まえて、次の1枚おめくりいただきまして13ページにございます、既存住宅に係る住宅性能の評価手法に関する検討会を、引き続き進めてございます。

こちらのほうにつきましては、今年度検討いたしまして、長期優良住宅化リフォーム推進事業の実施によって、実際に基準案の妥当性等を検証した上で、今年度中に基準案のとりまとめを行った上で、来年度、建築分科会のほうに、既存住宅に係る住宅性能評価のあり方について、住宅宅地分科会のほうに、長期優良住宅化リフォームに関する基準のあり方についてお諮りした上で、基準の告示化を図る方向で検討を進めているものでございます。

続きまして、また1枚おめくりいただきまして、都市の低炭素化の促進に関する法律の概要と、その次の15ページに、その法律に基づく低炭素建築物の認定の実績等を示してございます。

14ページは、平成24年の12月に施行されました都市の低炭素化の促進に関する法律でして、民間等の低炭素建築物を認定する仕組みを、14ページの左側の赤枠で囲った中でございますけれども、税制等の優遇措置が受けられる仕組みとして法制化をしてございます。

認定を受けました低炭素建築物については、容積率に関する特例措置も講じられているところでございます。

そちらの認定の状況でございますけれども、1枚おめくりいただきまして15ページにございますように、省エネ基準に比べて、1割以上、1次エネルギー消費量の削減が行われまして、そちらに加えまして、右上にございますように、エネルギー・マネジメント・システムでございましてとか節水、躯体の低炭素化、あとはヒートアイランド対策等の8つの項目から2つ以上の項目を選択して対応しているということが認定の要件等になってございますけれども、右下にございますように、認定を受けている数でございますけど、足元では、一戸建ては月大体200軒前後、共同住宅が100戸から300戸の間ぐらいということで認定の実績のほうも推移している状況でございます。

そして16ページ、資料6の最後のページでございますけど、こちらは、住宅・建築物に関する主要な省エネルギー関連の支援施策の概要を整理したものでございます。上から融資、税、補助、左側が住宅、右側が非住宅についての支援措置の概要を紹介しているものでございます。

基本的に住宅の場合には、高い省エネルギー性能を持っている低炭素建築物や認定長期優良住宅を整備する場合ですとか、あとは一定の省エネルギー性能を満たしている住宅を新築したり取得、増改築するような場合の優遇措置が中心でございます。補助金について

も、特に高度な先導的な対応でございますとかゼロ・エネルギー住宅を整備をするような場合について補助を行って推進したり、あとは特にストックの改修についての先ほどの基準整備等に資するような観点からの取り組み、こちらについても支援をしている状況でございます。

また非住宅の建築物については、日本政策金融公庫による低利融資による低炭素建築物に関する支援や一定の省エネ設備の取得等を行った場合の税制上の特例措置、あとは先導的な省CO₂の取り組みですとか、非常に改修に伴う省エネルギー化の効果の高いような取り組みについて支援をいたしている状況でございます。

16ページで紹介した一覧表が掲載されてる内容の内、補助と税制上の特例措置については資料7のほうで簡単にご紹介だけさせていただきます。

資料7の表紙をおめぐりいただきまして環境・ストック活用推進事業、こちらは26年度当初予算で176億円、こちらの予算の枠内で、1ページ目に掲げられている4つの事業を推進しております。住宅・建築物に関する省CO₂先導事業、ゼロ・エネルギー住宅推進事業、住宅・建築物省エネ改修等推進事業、そして長期優良住宅化リフォーム推進事業でございます、それぞれの概要は2ページから5ページにお付けしてございます。

2ページが住宅・建築物省CO₂先導事業、これは平成20年度から推進しているものがございますけれども、国が民間等から、省CO₂に関する先導的な取り組みを公募いたしまして、先導性等について学識経験者による評価を経て選定がなされたリーディングプロジェクトについて補助を行うというものでございまして、今までに184件採択をしてきているという状況でございます、20年度以降ですね。

3ページ目、次1枚おめぐりいただきまして、住宅のゼロ・エネルギー化推進事業、こちらは平成24年度から、中小工務店等によるゼロ・エネルギー住宅の取り組みを支援するというものでございまして、24年以降、今年度までの間に、3826事業者の取り組みを採択をしてきてるところでございます。

続きまして、また1枚おめぐりいただきまして、建築物省エネルギー改修等推進事業でございます。こちらは民間事業者等がストックについて行う省エネルギー化、また、それと一緒にバリアフリー化の改修工事を行う場合に、国が事業の実施に要する費用の一部を支援するというものでございまして、平成20年以降、総計で2829件の採択をしてきております。

また、次の5ページ目の長期優良住宅化リフォーム推進事業、これは、先ほどもご紹介をさせていただいた消費者の不安を解消するようなインスペクションとか維持保全計画の作成の取り組みを行うことを前提に、長寿命化に資するリフォームの先進的な取り組みについて支援を行うということで、この事業の成果を、基準の検討等に生かそうというものでございます。

こちらは平成25年、26年とも六百数十件を採択しているという状況でございます。

続きまして6ページ目は、住宅に関する省エネルギー関連の税制に関する概要を、一覧

表に整理したものでございます。

新築に関しましては、上の所得税、住宅ローン減税と投資型がありますが、そして登録免許税、この3つにつきましては、低炭素住宅と長期優良住宅を対象とした優遇措置でございまして、下の不動産取得税、固定資産税につきましては、長期優良住宅を対象とする特例措置でございまして、一番下の贈与税につきましては、省エネルギー対策等級4相当の断熱化を図った住宅についての特例措置でございまして。

右側の改修のほうで、所得税の投資型、所得税のローン型につきましては、工事費ですとか改修部位が一定の外皮基準を満たす等の要件に達する場合に対象となる支援措置でございまして。

そして非住宅、建築物の省エネ投資促進税制の概要でございまして、その次の1枚おめくりいただいた最後の7ページでございまして、こちらは、一定の省エネ設備の取得等を行って、事業の用に供した場合に、足元では即時償却、または税額控除を可能とするという特例措置でございまして。

資料6、7の説明は、以上でございまして。

(部会長) はい、ありがとうございます。

今回の検討に当たっての背景みたいなことの説明だったかと思えますけれども、ただいまの6、7のご説明に対して、ご質問等をお受けしたいと思えますが、いかがでしょうか。

(委員) よろしいですか。

(部会長) はい。

(委員) 先ほどは失礼。今のご説明を聞きまして、なおさらちょっとお聞きしたいのは、前半のところで申し上げましたのは、いろんなエコ住宅を造ることのコンプライアンスのそういうふうなものをどんどんやっていった場合にコストが増大するという側面で、消費者の消費を抑制するんじゃないかというふうに思ったんですが、今ご説明いただきますと様々な施策があつて、結局、エコ住宅を造る優遇措置の効果のほうがコスト増よりは上回っているということであれば、結果としては社会全体にとってもいいこと、いい結果になっているというふうに評価されるんじゃないかと思いました。

ただ私、現実的に考えますと、住宅が、戸建ての住宅の場合ですと、建てる人は大工さんというか業者の人に頼むわけですが、こういうエコ住宅を建てることによってコストが高くなっても払える建主と、それから、そんな高くなるなら、そういうことじゃなくてもいいというよりは、そこまで負担できないという建主と、2つが実際あるんじゃないかなというふうに思ひまして。そうすると、業者の人がほんとにその現場でエコ住宅を建てるというときには、何か2つに分かれるというか、タイプが分かれてくるんじゃないかという気がいたしました。

ですから、結果としてエコ住宅が増えてるということは、これはもうプラスの面だと思うんですけど、例えば平均的な所得の人まで含めた場合に、もしかしたら、この規制の、規制というよりは、こういう方向で進めるというふうなことによる追加コストが、やっぱ

り高くなりはしないかどうかということが、若干気になるなということでございます。

(部会長) はい、ありがとうございます。

例えば6ページに、いろいろ税制とか現行制度の紹介がありますけども、こういうのが、所得等によって、どういう結果になってるかとか、そういうような統計というのではないかなと思いますけれども、何か分析みたいなことでご紹介いただけることがあればお聞きしたいと思いますけど、いかがでしょうか。

所得減税というのは、やっぱり所得が非常に少ない人にとっては、あまりメリットになっていない制度だと思いますけれども。あんまり、そういう統計はないんですかね。

(事務局) はい。そういう統計とちょっと直結しないんですけども、おっしゃるように住宅ローン減税につきましては、所得が低い、もともと税金をあんまり払っていない方については効かない面があるものですから、それを補完する意味合いで「すまい給付金」という給付制度を別途設けて措置をしているというような仕組みは、一方でございます。

(部会長) はい、ありがとうございました。

ほかにご質問。まずご質問を受けたいと思いますけども、いかがでしょうか。はい。○先生。

(委員) 本当に基本的な質問で申し訳ないですけど。

ゼロ・エネルギー住宅は、自給自足イメージでいいんでしょうか。

(事務局) 明確な定義が、実は各国でバラバラなところがあるんですけども、基本的に、外部から受け入れる電気とかガスのような電気量が、年間でならしますと、消費した総量に比べて、太陽光発電で例えば発電をして自家消費をした分が上回るような場合、そういう場合については、ネットではゼロ・エネルギーとなるというような考え方を、基本的にはとっております。

(委員) ちょっと、いいですか。

(部会長) はい、どうぞ。

(委員) すみません。資料7の3ページに、ゼロ・エネルギー住宅のイメージが書いてありますが、目指すところが何かを確認したくてご質問しています。

真ん中の左側の表、グラフの中で、省エネ効果で、エネルギーが削減されますね。これに匹敵するエネルギーを作り出すとなると、結局は±0、要は自給自足ということになるんですけど、そういうイメージでいいんですか。

(事務局) 敷地内で発電している量が消費しているエネルギー量とネットゼロになるというイメージでは、おっしゃるとおりです。

(委員) ということは、要は、外からエネルギーをもらわなくても何とかやっていると。

(委員) 太陽光発電は昼間の住宅の負荷のないときにいっぱい発電してますから、だから1戸の家で考えりゃ余っちゃって、それ電力会社を買ってくれるわけですね。

本当の自給自足にするためには、そこをためなきゃならないんです、蓄電をしなきゃ。

それがないですから。電線はつながってます。電力会社から電気をもらったり、あるいは売ったりしてると。そこはあります。でも、1年間のトータル量で考えると、収入と支出がバランスしてるということでございます。

(委員) ありがとうございます。

(部会長) これは、エネルギー量での収支ゼロですね。価格換算だと、昨今の話で全然、前提が変わってしまうような話も出てきておるんですけど。

ほかにいかがでしょうか。はい、〇〇先生、どうぞ。

(委員) 資料の6の1ページに分かりやすくこれまでの経緯をまとめていただいているんですが、安心居住課が今年度からスタートしたスマートウェルネス住宅等推進事業の中でも、実は健康省エネということで、同じ住宅局の中で取り組まれていて、補助金制度もありますし、あとは健康のエビデンスを取るっていう、できればその情報も加えていただくと、見てる一般の方も分かりやすいかなと思いましたがというのが、質問としては抜けているのかなと思ったということです。

あと意見は、後ほどまた次の機会がいいです。

(部会長) はい、お願いします。

省エネ改修の投資とかそういうことを金額ベースだけで考えると、なかなか、健康にいいとかそういうことも入れないとというような背景もあって、そういう政策を強く進めるということから、そういう記述もあったほうがいいんじゃないかというご意見だと思います。ありがとうございます。

ほか、よろしいでしょうか。

それでは、質問はこれでいったん打ち止めさせていただいて、本題の今までの資料2から7すべてにわたってご審議いただきたいと思います。40分ほど時間がありますので、それぞれ活発なご意見をお願いしたいと思います。

それらの意見を反映させていただいて、先ほどの手順にありますように、事務局で次回12月18日に案を提示してくれるということだと思いますので、ぜひ忌憚ないご意見をいただきたいです。どなたからでもけっこうです。もう立ってるということは、〇〇先生お願いします。

(委員) 〇〇でございます。意見ということで申し上げたいと思います。

この内容、特に質問をすることはなかったんですけど、よくまとめられていて理解が進みましたけれども、冒頭、部会長からもお話ございましたけれども、省エネ基準に関係するような話の中に、例えば省エネ基準の評価をするためのプログラムには、住宅で言えば住まい方とか使い方とか、そういったことは反映しづらいとか反映されないような仕組みになっていますので、どうしても、そこを考慮する必要があるだろうというふうに思っております。

それで、われわれがいろいろなデータを調べて検討しましたところ、ライフスタイルによってエネルギーの消費量の大小がある、これは顕著だということは、多分、関連の研究

なさってる方はよくご存知だと思うんですけども。さらに、例えば住宅であれば、住宅に対する満足度が高い人のエネルギー消費が少ないというわけではないということも一方でございます。

そうすると、正しいエネルギー消費を伴うような、〇〇先生も言われたような、健康で快適な生活行動を促すような仕組みというものが必ず必要です。

ですから、それはもしかしたらHEMS的なテクノロジーというかもしれませんけれども、そういった技術が重要であろうと。省エネ基準がやはり外皮性能のアップと高性能な設備を導入するという1次エネルギー消費量の評価に限っているわけですけども、やはりヒューマンファクターというか生活行動についての何か正しい情報提供とか体験を促すような仕組みが必要だろうと思っています。

HEMS的なテクノロジーを使って、例えばICTの利用をすることによってビッグデータができるわけですけども、それを公共財として考えて活用していくとか何かそういったような、手間とコストがかかることではありますけれども、義務化に直接結びつかないですけども、そういったことも併せて進めていく必要があるだろうというふうに考えました。

以上でございます。

(部会長) はい、ありがとうございます。

討議というよりは、もう今日は意見をどんどん出していただいて今後の検討に反映していただくというのが一番いいかなと思いますので。

はい、〇〇先生、お願いします。

(委員) 〇〇でございます。資料の4の4ページ上から2番目に、段階的適合義務化のところに、真ん中辺りでしょうか、「伝統的木造住宅の位置付け等に十分配慮しつつ」という記述があるということと、その次のページだと衆参両院の附帯決議で、やっぱり最後のほうに「伝統的木造住宅などに十分配慮すること。」って両方書いてあるんですね。これは当初から、この議論があったと思うんです。

ところが、今回資料を拝見すると、その辺りの記述が全くないんですね。それがどうなったのか、ちょっと伺いたいんですけど。

(部会長) はい。これは、事務局にお答えいただきたいと思います。

(事務局) はい。閣議決定で、そのような方針をいただいておりますので、いかに配慮すべきかも含めて、この審議会における検討の内容であるというふうに考えております。よろしく申し上げます。

(部会長) 多分、次回提示される資料には、それに関する扱いのことについても記述されて出てくるというふうに考えて、よろしいでしょうか。

(委員) 全体の総量から見ると、非常に小さいのかもしれませんが。ただし、地方に行くと、この問題は必ず問われるんですね。地域の工務店とかユーザーとかビルダーからですね。ですから、これに対してきちっと答えを用意しておかないと、なかなか合意が取れない

いような気がするんですけど。そんなものですから、ぜひお願いしたいと思います。

(部会長) はい、ありがとうございます。

先ほど分科会の場合でも、〇〇委員から同様なご意見も出ておりますので、十分そういうことを踏まえた結論にしたいと思います。

ほかに、いかがでしょうか。はい。じゃあ〇〇委員、お願いします。

(委員) すみません。どうもありがとうございます。

私はきつこの中では、住宅を設計したり提供するほうではなくて、それを提供を受けて自分も使ったり、そういうような立場だというふうに感じております。

そこから行くと、例えば私、環境分野で歩んできていても、今から30年ぐらい前に自分の家族でうちのことを考えると、やはり金額が高いですし、そうすると、どうやって間取りを減らそうとかか機器をもっと安くしようとかか、もうそれだけになってしまったりするので、そういう意味で考えれば、きちんと、こういうふうに法としてきちんと入れていただくというのが定着の上では大変重要だというふうに思っています。

ただし、先ほど来から先生方、それがあまりにも厳しくなってしまうてはいけないんじゃないかというお話がありましたけれども、家庭のエネルギー消費というのは、もっとやはりきちんと効率的に使おうということが、社会でずいぶんいわれてき始めた2000年になってからも、結局はあんまり下がってないということを考えれば、もっともっと私たちにも情報をいただいて、巻き込んでいただきながら下げていくというのが、社会全体で取り組むというのは、とても大事だというふうに思っております。

1点だけなんですけれども、最近、-85%を目指した省エネルギースマートハウスとか、そういうのを幾つか見たことがあるんですけど、-85%を目指してやってくださっても、実際に入ってきてくださった方が、非常にエネルギー消費の少ない高齢の方のご家庭で、せっかくデマンドレスポンスの仕組みが入っているといっても、それを全く使えないとか、あるいは、高級住宅だから高齢の方が入るだろうと思った1戸建住宅に芝生のお庭を造ったら、30代の若いご家庭がどんどん入ってきたとか、やはり造るほうと住まうほうの思いが、少しミスマッチしているようなところも、かなりあるというふうに感じました。

ですから今後、そういう性能とかそういうものと住む人とのマッチングというか、その辺ちゃんと考えた作り方とか設計の仕方、計画の仕方というのをちゃんと考えていくことで、きちんとこの制度を導入し効果を上げていくという、そういう動きをもっともっと強化するということが大事なんじゃないかというふうに感じています。よろしくお願ひします。

(部会長) はい、ありがとうございます。

〇〇先生。

(委員) 資料の4の5ページなんですけど、〇〇先生から、伝統的木造住宅のご発言があったんですけど、ちょっとそれとも関係するんですけども。

先ほどスマートウェルネス住宅の推進事業の話、あれは既存住宅の断熱改修等への補助と、それから健康データの取得という事業で、実は新築は対象外ではあるんですが、2020年までの新築における適合義務化を考えると、下手をすると、今の基準ギリギリクリアする住宅でありさえすればいいというふうになりやしないかというのが、ちょっと心配しております。

特に伝統的木造の場合は、その基準すらクリアできないかもしれないという議論があるので、余計に懸念してるんですが、多分、省エネ基準ギリギリでやっても、冬の寒さ改善という意味では、まだ十分じゃないんじゃないかっていうこともあって、むしろ、もっと頑張る、例えば関東であっても、北海道並みに頑張る新築住宅は、もっと推進してもいいんじゃないかっていう気もしています。

そのためには、当然かなりお金をかけなきゃいけないので、少し支援、新築においても、頑張るところには支援をしてでも健康ベネフィットを考えた推進の政策というのが、今、大事なんじゃないかなって思っております。意見です。

(部会長) はい、ありがとうございます。

〇〇委員、どうぞ。

(委員) 私どもも、住宅供給の事業者の立場から、今後におきまして、もちろん新築、既存を問わず、住宅省エネ化これは当然積極的に取り組んでまいりますけども、住宅生産者の立場で、今回の部会におきまして、3点ほど少し意見を述べさせていただきたいと思うんですが。

1点目は適合義務化に関してなんですけども。今、正直、住宅業界は、まだ新基準に關しまして、なかなか対応が十分できてないというのが実情でございました。

今後、広くこれを定着化を図る上で、やはり来年4月から本格運用ということが行われますので、現在のいわゆる1次エネルギー消費量の算定プログラム、これに關しまして、まだなかなかやっぱりハンドリングが難しい状況でございますので、この辺をツールとして、ハンドリングがしやすいといえますか、どなたでも扱いやすいツールにということ、ぜひ今後とも取り組みをやっていただきたいということと。

それから、できれば、施行当面は仕様規定的な部分を一部入れていただいて、よく基準が全体的に底上げできるような、そういう運用の円滑化に対して配慮いただきたいというのが1点でございます。

もう1つは、省エネ義務化に關しての要求水準そのものなんですけど、まだ確定は当然してない状況でしょうけども、やはりこれも広く底上げということであれば、あまりハードルを高くなく、その辺り、中小工務店の方々に対しても十分な配慮いただきたいというのが、これが2つ目でございます。

大きなもう1つの点は、関連するんですけども、ZEHに關しまして、現行法でいきますと、補助金、補助事業の基準ですね、これとのいわゆる整合性をとりながら定義の明確化をしっかりとやっていただきたいのと、これがZEHに關する要望でございます。

あと最後に、これは今お話も出ました省エネを推進するライフスタイル、これに関しましては、当然、私ども住宅を供給する立場から、ある意味、事業的なチャンスでもあるわけですので、〇〇先生なんかの実証をやられてますいわゆるNEBの部分で、快適性であったり健康性であったり、あるいは知的生産性と、いわゆるエネルギー以外の部分でのベネフィットの部分に関しまして、これは、われわれが積極的にユーザーに対してしっかりとご説明をしていくような形で取り組みたいと思っています。

以上でございます。

(部会長) はい、ありがとうございます。

3番目、4番目に関しては特にお答えはいららないかと思いますが、2番目に関して、義務化の要求水準に関しては、これは〇〇先生のご発言と少しバッティングするようなところもあろうかと思いますが、その辺をどの辺に着地させるかというのが、この部会の大きな課題だと思います。

1番目に関しては、これは事務局にご返事いただくよりは、〇〇先生辺りに何かコメントをいただいたほうが、1次エネルギーのプログラム等がなかなかまだ扱いにくいんですけども、どうか頑張ってくださいという。

(委員) 簡単ですけど、お答えをさせていただきたいと思います。

〇〇委員のおっしゃるように、まだプログラムの使い方に慣れていらない方もいらっしゃると思うので、義務化に向けて、いろんな方が使うことになりますので、なるべく手間のかからない、また義務化ということになりますと、審査も非常に重要になってきますので、審査の手間もなるべくかからない、けども、省エネルギーの実効性は効率よく確保できるという、そういう方向に向けて、これからも、プログラムとか評価方法の改善に努めていきたいと思っています。

また何かございましたら、ご意見等いただきたいと思います。

(委員) はい、よろしくお願いします。

(部会長) はい、よろしくお願いします。

それでは、〇〇委員、ご発言をお願いします。

(委員) 今、先生方のお話で質問なんですけれども、1次エネルギー評価に今後なっていくって、リニアな数字が出てくるわけなんですけれども、それに対して制度が何か合格、不合格で、あるエネルギー何点何ギガジュールで合格、何ギガジュールで不合格となりますと、その部分で非常に厳しくなっちゃう。ほんとに0.1ギガジュールでも合格、不合格という話になると、プログラムの何かこういう機器が入力できないとか計算結果だということころが、ものすごくヒートアップしてしまって、何か制度全体に対して、せっかくリニアな数字が出る計算方法があるのに、運用が極端に何かイチ・ゼロになってしまうというのは、なかなかしんどいなという気がしています。

省エネ基準のような最低限のこの足切りという話はしょうがないのかもしれませんが、それより先の何かポジティブな補助金とかラベリングとかいうところでは、そういつ

たりニアな数字をもっと生かして、補助金も何か30万か0円かじゃなくてリニアにするとか、何かそういうようになると、もっと実効性が上がり、ほんのちょっとでもクリアしたら、また一切しないという方向にもならず、何かいろんな対策が試されるという、もっとインセンティブになっていくんじゃないかなど。そういう方向で何か、ご検討の可能性はないのかなという意見のような質問です。

(部会長) はい、ほかにご意見いかがでしょうか。

はい、〇〇委員。

(委員) すみません、ありがとうございます。〇〇でございます。

重ねてのお願いになるかと思うんですけども、当初の新しい改正省エネという中で、1次エネルギー消費、それからあとは新PAL、パルスター、それに基づいて計算するという流れの中で、一応その経過措置を含めまして、1年間等々踏まえて供給する上でのいろんな計算関係を行ってきましたけども、やはりプログラムについては、いろいろと協議させていただきなきゃいけないところがあるかという中で、現在は、ある程度その協議をさせていただいている中で進んでおります。

ただ、どうしても、例えば共同住宅の場合の形態等々で、やはり複雑な、今までにないようなケースですとか思わぬ計算関係で、プログラムとしてどうなんだろうというところも出てくると思いますし。

それからまたビルの場合もそうなんですけども、当然、今までのPALですとか、それからCECですとか、それからCASBEEですとか、それに基づいた形でのビル、それが新しい基準になってくると、ちょっとやっぱり数字が変わってくるというようなところで、やっぱりプログラムについても、いろいろ協議させていただきましたけれども、今後ビル等もいろんな形態等々が出てくる可能性がございますので、今後はプログラムにつきましても、広義な考え方をもって、いろんな協議をさせていただければというふうに思います。これはお願いになります。

(部会長) はい、ありがとうございます。

〇〇委員から手が挙がらなければ、僕のご発言をお願いしようかと思ったぐらいなんですけども、資料4の4ページにありますように、どうしてもこの委員の顔ぶれで、住宅に関心が行ってしまっていて、住宅の議論がどんどん進むということなんですけども、このスケジュール表を見ると、非住宅の大規模というのが、もう直近に迫っていて、そこをどうするかということのほうが大きな問題の面もあるので、非住宅の扱いをどうしたらいいのかということに対してのご意見も、ぜひいただきたいと思うし。

それから住宅と非住宅、非住宅をここでは建築物と呼んでるそうなんですけども、この扱いの仕切りに関して、極論言うと、この2つに二分してやるのでいいのかどうかということさえ議論になろうかと思うんですね。コンバージョンなんかをすると、オフィスとして建ってたものが集合住宅になったときに、そこで制度が変わるのか。

オフィスだったら、これは義務化がすぐあるから、住宅として建てるとして、それで数年

たってからオフィスにしようとか、そんな抜け道さえ出てきてしまうかもしれないので、基準法もそうなんですけれども、用途の問題というのは大変、これからストック時代に関して難しい問題を持っていると思いますので、ぜひ住宅に関してもご意見もですけれども、非住宅に関してのご意見も、ぜひ今日伺っておきたいと思います。

〇〇委員、お願いします。

(委員) 今のお話にこたえるような質問というか、コメントではなくてもよろしいでしょうか。

(部会長) はい。

(委員) ちょっと今までに出てない論点を、ちょっと3つほど申し上げたいと思います。

1つは、今後の省エネを進める進め方なんですけれども、資料6の1ページを拝見しますと省エネの基準が大体10年一度ずつぐらい、だんだん厳しくなっているということで、おそらく今後も、もちろん技術基準だとか技術の状況だとか、そういうことに応じて変えていくのかもしれませんが、強化されていくと思うんですね。

実際に、おそらく例えば太陽光パネルを設置だとか、そういうときにも、皆さん困るのは、しばらくすると、もっといいものが出たり、もっと安いものが出たりするので、いつやったらいいのかなということがあると思うんです。

何かそれに関するある種の目安を少し示していただけると、もうちょっと賢い消費の仕方が国民全体としてできるんじゃないかな。ないしは、事業者も事業として組み立てられるんじゃないかと思うんですが、そうじゃないので、ある意味で長期的な、ある種の最適行動がしにくいという状況があると思います。これについて少し考えてみる必要があるんじゃないかなという感じがいたしました。

それから2つ目なんですけど、今後、先ほどもありましたけれども、世帯が減少し、人口も既に減少しているわけなんですけれども、そういった意味でいきますと、例えばある場所にその建物が建っていても、それは100年後、そこが市街地であるかどうか分かんないような状況だと思うんですね。

実は200年住宅の時に、ちょっと議論が一部あったんですけど、やはり建物が建ってる場所がどういう場所なのかっていうことを少し考えて、どれだけそれに例えば投資するかっていうことも考える必要があるんじゃないかと。

ちょっとやや雑な言い方をすると、今後、非常に短期しか住まないようなものについては、場合によっては構造も省エネもいろんな意味で少し安普請といいますか、そういうものもあり得るのかもしれないという感じがいたします。

それからもう1つ、実は心配しておりますのが、そういった意味で空き家にして、空き家といましても、いろんな空き家があるんですが、ずっと住んでるもの以外は、ある意味では空き家ですが、例えば別荘のようなものって考えますと、例えば1年にせいぜい2週間ぐらいしか住まないというものに対して、どのくらいのしつらえをするのかということも重要になるかもしれません。

ですので、そういった意味で住まい方に応じて、ないしは周辺の市街地に応じて、この基準を変えるべきなのか、変えるべきじゃないのか、ちょっと私、にわかには答えがないんですけども、そのことも、少し検討しておく必要があるかなというふうに思いました。

それから3つ目に、これはむしろ、ストックでどうするかということを決めようとしているんですが、もう1つ、フローで決める決め方もあるんですね。つまり、家の性能でいろんな補助をしたり何かするというやり方と、それから、むしろ例えばエネルギーのコストみたいなものを上げることによって省エネを促すという2つがあって、両輪でやらざるをえないのかもしれないんですけども、ストックでやった場合に、使い方がいろいろまちまちだと、下手すると非常にミスマッチがあるかもしれない。

フローのほうが、そういう意味ではミスマッチが少ないんじゃないかと思うんですが。それとも、そういうフロー的な規制といいますか制度と、それと、ここでわれわれが論じているようなストック的な制度とのうまい連携方策というのも、少し考える必要があるかなと思いました。

ちょっと3点、少し新しい論点として、次回までに検討いただければというふうに思います。

(部会長) はい、ありがとうございます。

1ページの表が典型的で、ロードマップがないと、こういうような検討をしてもしょうがないということで、数年前にロードマップをちゃんと作ろうということと言われて、整理したことがあるんですけど、確かに今後どうなるのかということ、技術の変化、それから住まい方の変化も見据えた政策を立てないと意味がないだろうということだと思えます。

それから地域に関しては、おっしゃるとおりだと思うので、検討の対象に入れていただければと思います。

別荘問題はすごく難しいですね。私、軽井沢で別荘を造って、竣工検査で24時間換気の排気バントがいりますって言われて愕然としたことがあるんですけども、そういう建物の種別ごとに、やっぱり弾力性のある問題適用ができると最もいいんだとは思いますが。

最後のストックとフローの問題はちょっとまとめられませんが、大変重要な問題だと思います。

はい、まだご発言がない〇〇委員、お願いします。

(委員) ちょっと、日ごろ思っていることを言わせていただきます。

多分、適合義務化のレベルと、それからインセンティブの議論というのは、全くちょっと違ってくるのかなという気がします。例えば適合義務化のレベルで言いますと、1次エネルギーとか、あるいはCO2とか、国民にとっては、やっぱりかなり分かりにくいわけです。

そういったときに例えばエネルギーコスト、これはもう非常に難しい評価になりますけれども、そういった面で考えていくと、例えば現行の省エネ基準でも、地域によっては、ずいぶん格差があるわけですね。

それは、これまでの基準の改定によって生まれた格差でもあるんですけど、規制化のレベルというのは、多分、国民の理解をきちんといただくためにも、例えば非常に身近なそういうエネルギーコストとかそういう面で、例えば標準機器でやった場合に、一定の国民に対して、このぐらいはやっぱり努力をしていただく必要があるんだっていう、田舎に住んでる人間ほど不利なものっていうのは、ちょっとありえないような気がするんですね。

そういう意味で、今までの平成11年基準、平成25年基準というレベルの義務化という基準とはちょっと違うレベル感というものの検討というのは、僕は必要じゃないかというふうによく思います。

また、そのときのレベル感として、やはり先ほど普及率でもありましたけど、いろんなインセンティブによって、確かにその普及率は上がってますけど、どんなインセンティブをやっても、やっぱり動かない大票田というのがある。それが1つは賃貸の建物ですね。そういったものがどこまでやるべきなのかといったところでの、1つ適合義務化のレベル感の設定の仕方というのがあるんだろうという気がいたします。

その中に、例えば伝統木造ということがございますけど、あれは僕個人は、非常にやっぱり住文化を守るという意味でも、大事な1つの様式だとは思いますが、あいまいな定義でやりますと、いわゆる一定の努力を本来しなくてはならない建築物まで、そちらのほうに入り込んでいってしまう可能性があるということで、明確化っていうんでしょうか、特別扱いにするのであれば、その明確化というのは非常に大事だという気がします。

あと全体感としまして、やっぱり日本全体としての低炭素化というときに、既存の建物の扱いというのは、すごく大事だとは思いますが、僕もかかわっていながら、こんなことを言うのも何ですけど、特にやっぱり既存建物はいろんな難しい面がありますので、新築でできる精緻化の評価ではなく、もっと緩やかな何かおおらかな評価というもので既存住宅の底上げをしていくという考え方も、それが過去の既存住宅のエコポイントなんかは、その代表例だと思うんですけど、そういうちょっとおおらかな底上げ政策というものも、あっていいんじゃないかなというような気がします。

ちょっと、あちらこちらの発言で恐縮ですけど。

(部会長) はい、ありがとうございます。

こういう時代ですから、今の委員の方々のご発言等の中でも、かなりストックの問題ということが言われていますけども、一方で、例えば4ページ資料4の4ページで、2020年までというのは、新築住宅・建築物について段階的にというのが、これが一番掲げられている目標なので、ストックはやっぱり難しいねっていうので、ある意味、逃げてるところもあるんですけども、ここの部会での議論としては、ストックのことをどのくらい対象とすべきなのか、事務局としてのお考えを少しお聞かせいただければと思うんですけど。

(事務局) はい。次回お示しをする骨子案では、新築に限った議論をしていただくというつもりはございませんで、ストックにおける対応を一方でどうしていくかということに

ついてもお諮りする予定です。

(部会長) はい、ありがとうございます。ということは、議論もそれを含めてやっていただきたいということです。

〇〇先生。

(委員) はい。それに関係するんですけども、ストックで工事を行う場合に、工事がどのぐらいかかって、セーブできるエネルギーがどのぐらいかかってというのは、通常の経済活動なら、そういう判断をするんですけども、住まうということは、それとはまた別な価値ですから、ここの評価が非常に難しいんですね。

何が言いたいかという、暖房が幾らかかっているというデータを、皆さん多分ご存知ないわけで。よく計算されるのは、セントラルヒーティングにすると、こんなに使ってますよ、それを断熱化しますとこうなりますよというのは、1つのモデルとしては、それは確かなんですけど、全国でどうなっているかという話には、つながらないわけですね。

私が先ほど申し上げた家計調査から推計すると、そのデータが取れるわけですね、出費から出していますから。

参考までに申し上げますと、直近の2012年のデータでいくと、全国平均は年間暖房代4万1000円です。北海道はさすがに寒いので、約10万円です。だけど、その中で多分改修工事をやって1割、2割減らそうとすると、桁が一桁か二桁違う、おそらく二桁ぐらい違う工事費になるはずですよ。よってNEBが必要だという話になるわけですけども、そうやってしまうと身もふたもないんですけども、世の中に、新築やってるんなら改築やるべきだと軽々におっしゃる方がいらっしゃるけど、皆さん、分かっておっしゃるのかなど。ここが、非常に現実感としては、ずれがあると思います。

もう1点そういった意味から申し上げれば、〇〇先生がおっしゃった負担と効果というやつで、今の〇〇先生のお話もそうですけれども、賃貸住宅はどうなるか。賃貸住宅にお入りになる方は、決してかなり余裕のある方ではなくて、若くて、まだこれから豊かになるろうとする世代だと思いますけども、ある意味では、弱者が非常に負担を負うと。入った住宅は断熱性もよくないんです。したがって寒い思いをするか、高い光熱費を払うかっていう話になるわけで。

今イギリスで何が問題になっているかという、エネルギー業者に義務をかけて、既存の住宅の省エネ改修を強制的にやらせているプログラムがあるんですが、これは貧困者対策なんですね。もちろん気候が違いますから、寒いから死んでしまうというほど厳しいところに大勢の人は住んでないんで、日本はさすがにそこまで行かないと思いますが、実際、貧困者対策というのが、そういった国々では問題となってプログラム化されていると。

だから省エネ住宅を造るっていうことは、現状、現断面での省エネルギー、快適性を上げるといふこと以上に、そういう貧困者といいますか所得格差の中で不平等が生じるということに対しても多少イニシャルが上がったとしても、あとからやるよりは、ずっと投資効果はいいわけですから、そういった視点も必要ではないかということをおっしゃるんで

す。

(委員) よろしいですか。

(部会長) はい。

(委員) 私、今のお話と裏腹なことを言えば、先ほどご指摘ありましたけれども、新築と賃貸の問題は非常に大きいと思うんですね。これからますます空き家が増え、そして新しく建てるとうるとコストが上がるとすると、賃貸のほうに行く人の数が増えてくる。特に若い人が、あまり将来に対するサラリーが上がる見込みがないなんてことをずっと、またはそうなってくるとすると、まさに取り残された大きな分野として賃貸のことを取り上げないと、全体としてのエコの問題にならないんじゃないかって考えてます。

ちょっとついでにお聞きしたいんですが、これは質問なんですけれども、それとも関連するんですが、資料6の6ページにありますエコポイントの住宅なんですけれども、これは例えば最近5年ぐらいでいいんですが、平米単価は一体幾らぐらいのものなのかということが分かれば、私はどんな住宅が建ってるかというイメージがつかめるんじゃないかというふうに思っているところです。

(部会長) ちょっと、これは住宅全体の話ではないんですけども、何らかのご返答を事務局としてお願いできますか。

(事務局) はい。エコポイントの場合、新築と改修両方対象にしたんですけども、付与されるポイントには上限が30万ポイント等でございますので、ちょっとエコポイントのほうから実際の工事費用を何らかを割り出すという仕組みにはなっていないんですけど、ただ、改修で出ていたポイントの平均は、確か6万円台だったという数値はございます。

(部会長) 部分的な部品をこういうものを使いましょうとか、そういうことに対してポイントが出ると、そういう形ですね。

(委員) トータルは分からないわけですね、1戸幾らとか。

(部会長) そうですね。

はい、〇〇委員、ご発言どうぞ。

(委員) はい。私は専門が行政学なので少し全体のほんわかした話になりますが、今回の資料の中では、資料6の最初の1ページ目、今までの省エネルギー化に対して、規制、情報提供、インセンティブという、3つに分けて議論が展開されてまして、私の頭の中も、これでだいぶ整理された感じがしました。

これを基に、今日の皆さんの話を聞いている中でも、私が疑問に思ったことが2つあります。

1つは省エネというのは、安心・安全の根幹にかかわるものではないので、基本的には議論の中にもありましたけれど、ゆるやかに政策誘導中心にというイメージで考えてますが、先ほどの意見の中には、貧困者対策という観点から、もう少し強力に進めるものもありました。

日本の省エネ性能は比較的いいということですが、先進各国と比べながら、いわゆる義

務付けの形で厳しく規制してやってくというのが、あり得るのかどうなのか。ないしは、日本の中でも類似したようなことをやってきた過去があるのかどうなのか。それをお聞きしたいというのが1点です。

それからもう1点は、中心は③のインセンティブのところになると思うんですが、このインセンティブ、先ほどから議論がありました住宅エコポイントについても長期優良住宅の認定制度についても、省エネに限らず非常に役に立ったいい制度だと思います。しかし、最近、財務省を見てると、ともかく5年で成果を出せと、出ないものについては、けっこう乱暴でも切ることを考えるぞと言わんばかり政策が強くなってきているようにも思えます。例えば35人学級にしたけど、いじめは減らないじゃないかと、それならば、40人に戻せよと、こういう話も出てくることになります。

こういう観点からすると、今後、予算とか税制に関するようなもの、これ打ち出していたときに、過去のこれらの成果、政策について、厳しく省エネに関してどのぐらい成果を上げたのかというような成果指標を約束したりだとか、それから、そういう成果に基づいて予算要求しなきゃだめだとか、そういう状況なのか。それとも、もう少しほんわかと、もうちょっと住宅全般に役に立つんだから、これでやっていいよねと、それを緩やかに成果としてまとめて組み立てていくということで予算や税制を守れるのか。ここら辺の状況がどうなってるのか、お伺いできたらと思います。

以上です。

(部会長) これは、どなたにお答えいただければいいんですか。どなたか。難しい質問でしょうけど。

(事務局) はい。可能な範囲で、お答えさせていただきます。

最初の先進各国とか日本の中での類似の制度についてのご質問ですけれども、先進各国は、例えばヨーロッパではもうEUの指令で、建築時の規制を各国で整備をすることということが求められてまして、各国で規制を整備をしているという状況です。建築規制の一環として、基準適合義務化が図られているという状況でございます。

また国内の類似制度という意味では、従来の省エネ法に基づく届出の際に、その性能を持っているかどうかを確かめて、著しく不十分な場合には指示等を行うという仕組みはございます。その延長線上に義務化みたいな仕組みもあるんじゃないかというふうに考えております。

2点目の予算、税制のお話については、案件に応じ適宜いろんなことを考えて、検討していくことになると思っております。標準的な回答は、なかなかしづらいものがあります。

(部会長) よろしいでしょうか。

あと、いろいろお話が出てた中で貧困者対策という話がありまして、住宅社会政策だと思えますけれども、世界的には、かなりつぶされてきてる一方、ヨーロッパの各国の幾つかは、やはりそれは基本的な国の重要な政策だというふうにして、ちゃんとやってる国もあるわけですから、そういうことも念頭に置いて、こういうことを進めるということは大

変重要だと思います。

全体の施策の話になってしまいますから、そこまで、この部会の議論を広げるのが適切かどうかは分かりませんが、やはり住宅というのは、国民の生活を守るということのを、かつ平等に守るということかと思えます。

まだご意見いただけてない方もいらっしゃるんですけども。

一言ずつ、お願いします。

(委員) ここで言ってる適合義務というのは、努力義務は含むんですか、含まないんですか。

(事務局) 努力義務は現状でもかかっておりまして、適合義務化というのは、もう一歩厳しい数値を考えております。

(委員) ということは、ノーペナかペナルティつきかという議論も入るってことですね。

(事務局) そういう議論も含めてでございます、はい。

(部会長) 大変難しいところですね。茶室みたいなものを建てるときに、そんなものやりたくないっていう、それは当然の要望かも。はい、〇〇さん。

(委員) はい。〇〇でございます。

基本的に私、省エネのことを考えてちゃんと住宅や施設を造ることは、もうもちろん賛成だし、私もそれはやってるんですけども、構造もそうですが、これは国交省に対してという意見だと聞いてほしいんですが、やっぱり構造に関しても設備に関しても、ほんとこの10年ぐらいで、建物をたてる前にやらなきゃいけないことがもう莫大に増えて、もう書類で言うと10倍以上増えてます。ですから、こうやって厳格化していくことで方向性を付けることはいいんですけど、それを実務としてやってる人たちが、もう悲鳴を上げてます、正直。

逆に、それを受け取った行政の人たちも、それを確認するために悲鳴を上げてて、アローワンスを全然作る意欲、もう余裕がないから、先ほど〇〇先生がおっしゃったように、もう数字だけ見てイエスかノーかと、判断をしたくないというか、できないぐらい複雑化してる。

その中で告示第15号に基づき設計料に対して指導がかかったにもかかわらず、これはもう絶対国交省やってほしいんですけど、払ってないですよ、自治体、公が、全く。作業量が莫大になってると、どんなことが事業に残ってるかという、設備事務所がパンクしてるから、設計事務所が負担してるんですよ、ほとんど数値計算とか。場合によっては、最近では、設備事務所の人たちも建築から流れて行って、もう素人肌のような設備の人たちがいっぱい出て。もっと言うと、監理費用が出ないから、監理してないわけです。いくら図面上で一生懸命やっても現場で断熱材をちゃんとふいてなかったら何もならないということも、ここにいらっしゃる方はみんな分かってると思う。それが起きてるとこの根源は、もう微々たるもんですよ。建築の設計監理費用なんて、消費税の半分以下ですからね、私

たち。

そこをちゃんと各自治体がきちっとやってるかを、国交省としてぜひ指導して調べてください。もう一目瞭然です。設計料、全部公になってるから。ちゃんとした15号の価格の半値以下でみんながやらされているという実態調査を、ぜひやっていただくことによって、ここでやられてる議論とかが、本当にちゃんとみんながやって、いい住宅や施設ができるというふうには絶対行くと思っているので、ぜひそのところをよろしくお願ひしたいと思います。

(部会長) はい、ありがとうございます。

消費税との比較というのは、すごい説得力ありますね。

はい、〇〇委員、お願いします。

(委員) すみません、簡単に済ませます。

今回の省エネ適合義務化は、もうほんとに一大事業だということは、よく理解しているんですけども、今日の議論をお聞きしていて思った点が1つ、どうしても言いたいことがございまして。

それはハードルのレベルとストック対策の話なんですけれども、これ新築も今回適合義務化で適合したっていうことになると、すぐストックになるわけですね。

ただ、そのあとの対策ってどうなるのかっていうことで、今回のこのハードルを設けて義務化をする話は第1段階の話なのか、将来さらにもっと厳しいハードルを設けるつもりがあるのかとか、そこを、これ2020年までの話しかスケジュール表に当然ないので、そのあと、本当はもうちょっと違う高みを目指すつもりがあるのかどうかという。そのころは、もっと10年20年30年先かもしれませんが、一応何かそんな思惑も聞いておきたいなと思いました。

(部会長) 先ほど〇〇委員からのお話もありましたけども、やっぱりロードマップだと30年がどうで50年がどうかという話に必ずなるので、それも含めた答弁書とか資料を次回ご用意いただくということで、いかがでしょうか。今、とっさにそれをご発言いただくよりも、そういう宿題をお願いしたほうが、より実がある話になるかと思っていますので、よろしいでしょうか。はい、ありがとうございます。大変重要な指摘だと思います。

予定の時間が過ぎてしまいました。私は時間内に終わることを信条としてるんですけど、大変しっかりしたご議論、ご意見をいただきまして、ほんとにありがとうございます。時間もまいりましたので、これで本日の審議を終了したいと思います。

ほかに事務局から連絡事項とかがありましたら、よろしくお願ひいたします。

(事務局) はい。次回は、12月18日木曜日午後2時30分から午後4時30分を予定しております。場所は、国土交通省4階特別会議室でございます。よろしくお願ひいたします。

また次々回につきましては調整中ですが、申し訳ございませんけれども、追加

の候補について調整をさせていただきたいと考えております。お手数ですが、配布しておりますお手元の出欠の日程調整の紙に、ご都合のよい時間帯をご記入いただきまして、そのまま机に置いていただきますようお願いいたします。日程が確定次第、改めてご連絡いたします。ご多忙のことと存じますけれども、本会にどうぞご出席のほどよろしく願い申し上げます。

(部会長) はい、ありがとうございました。

本日は、長時間にわたるご検討、ほんとにありがとうございます。貴重な時間を割いていただきまして、ありがとうございました。

以上をもちまして、社会資本整備審議会建築分科会建築環境部会の第11回会議を終了とさせていただきます。ありがとうございます。

—了—